東京法令出版株式会社

『矯正実務六法 追録第3号』 お詫びと訂正のお願い

平素より、『矯正実務六法』をご購読いただきありがとうございます。

昨年8月に発行した、**追録第3号【受刑者の処遇要領に関する訓令】**に下記の誤りがございました。 深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

記

該当箇所	誤	正					
p 4278(~4292)	5 「矯正処遇の目標」欄	5 「矯正処遇の目標」欄					
別記様式第1号	個々の受刑者が改善すべき	個々の受刑者が改善すべき問題点に立脚した, <u>被害</u>					
処遇要領票の記	問題点に立脚した, 矯正処遇	者等の心情等(被害者等の被害に関する心情,被害者					
載要領中	の実施により達成させるべき	等の置かれている状況及び法第84条の2第3項の規定					
	重点的な目標を,3項目 <u>以内</u>	により聴取した心情等をいう。) の理解及び被害弁償へ					
	<u>で</u> 設定すること。〔以下略〕	の動機付けに関する内容を含む矯正処遇の実施により 達成させるべき重点的な目標を、3項目程度設定する					
		こと。〔以下略〕					
	(中略)	(中略)					
	8 「備考」欄	8 「備考」欄					
	矯正処遇に関する本人の希	(1) 矯正処遇に関する本人の希望, 処遇要領を変更し					
	望,処遇要領を変更した理由	た理由その他矯正処遇を効果的に実施する上で特に 参考となる事項を記載すること。					
	その他矯正処遇を効果的に実						
	施する上で特に参考となる事	(2) <u>社会復帰支援に関する本人の意向及び社会復帰</u>					
	項を記載すること。	支援の必要性の有無を記載すること。 また,受刑者の社会復帰支援に関する訓令(令					
		和5年法務省矯成訓第10号大臣訓令)第3条に規					
		定する支援対象者については,同訓令第6条の規					
		定により明確化した社会復帰支援の方針を記載す					
		<u>ること。</u>					
		(3) その他上記 5 から 7 までの各欄に記載された内					
		容について,補足すべき事項を記載すること。					

別記様式第1号 処遇要領票

【処遇要領】(

褔	矯正処遇 実施上の 留意事項		矯正処遇の 内容・方法	矯正処遇の目標	1	処:				
	潜	指導	報 古 数 描 審 華 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	作業	雜		遇要領票			作成年月日
							番号	施設名		()
										(決裁欄)

処遇要領票の記載要領

- 作成年月日」欄

刑事施設の長が処遇要領を決裁した年月日を記載すること。

施設名」欄

刑事施設の正式名称を記載すること。

番号」欄

ယ N

受刑者の称呼番号を記載すること

「氏名」欄

氏名には、振り仮名を振ること。 矯正処遇の目標」欄

設定に当たっては、当該受刑者が刑事施設収容中に達成することが可能かどうかに 矯正処遇の実施により達成させるべき重点的な目標を, 3項目程度設定すること。 個々の受刑者が改善すべき問題点に立脚した、被害者等の心情等(被害者等の被害に関する心情,被害者等の置かれている状況及び法第84条の2第3項の規定によ り聴取した心情等をいう。)の理解及び被害弁償への動機付けに関する内容を含む

解させる、伸ばす、習慣付ける、態度を育てる、定着させる)。 なお、その意図、計画等が的確に表現されるような記載とすること(記載例:理

「矯正処遇の内容・方法」欄

ついて考慮すること。

矯正処遇の種類ごとに、矯正処遇の目標の達成のために実施すべき矯正処遇の内 (例えば、特別改善指導の種類等) 及び方法を、簡潔かつ具体的に記載するこ

「矯正処遇実施上の留意事項」欄

処遇の実施上の妨げとなったり、指導上困難が予想される事項, 上配慮すべき事項等を記載すること。 保安上又は医療

- 「備老」欄
- (1) 矯正処遇に関する本人の希望,処遇要領を変更した理由その他矯正処遇を効果 的に実施する上で特に参考となる事項を記載すること。
- (2) 社会復帰支援に関する本人の意向及び社会復帰支援の必要性の有無を記載する
- また、受刑者の社会復帰支援に関する訓令(令和5年法務省矯成訓第10号大臣訓令)第3条に規定する支援対象者については、同訓令第6条の規定により明確 化した社会復帰支援の方針を記載すること。
- (3) その他上記5から7までの各欄に記載された内容について, 補足すべき事項を